

協会員に対する処分及び勧告について

2024年9月18日

日本証券業協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第28条第1項の規定に基づく処分及び同第29条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社

1. 事実関係

○銀証間における不適切な顧客情報の共有等

ア 銀証間における不適切な顧客情報の共有等

金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号において、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）は、当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ発行者等の書面又は電磁的記録による同意がある場合等を除き、当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等と当該発行者等に関する非公開情報を受領又は提供してはならないとされている。

しかしながら、当社の職員は、親法人等である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「MUMSS」という。）との間において、法人顧客から情報共有を禁止されていること又は情報共有の同意を得ていないことを認識しながら、当該法人顧客に関する非公開情報の受領を少なくとも3回にわたって行い、これを当社内で共有していた。また、MUMSSから受領した非公開情報を利用して引受契約の締結にかかる勧誘を行っている状況も認められた。

（主な事例1）

A社株式の売出しに関する非公開情報について、A社は役員自らが、株式会社三菱UFJ銀行（以下「MUBK」という。）に対し、当社及びMUMSSへの情報提供の禁止を再三伝達していた。しかしながら、MUBKの役職員は、当該情報提供が禁止されていることを認識し

ていたにもかかわらず、当社及び MUMSS が当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当該売出しの実行時期、金額、方法等に関する情報を MUMSS の役職員に提供し、さらに当社職員は MUMSS の職員からこれを受領した。このほか、当該売出しにおける主幹事としてのポジションを獲得するため、当社の職員及び MUMSS の役職員は当該非公開情報を利用して、営業戦略を企画し、引受契約の締結にかかる勧誘を行った。

(主な事例 2)

B社が予定していた企業買収に際し、買収資金に係る融資契約の締結に向けた交渉過程において、MUBK がB社より伝えられた本件買収の実施予定に関する非公開情報について、当該情報共有が法令違反行為であると知りながら、B社の意思に反し、MUBK は MUMSS に当該非公開情報を提供し、当社職員は MUMSS からこれを受領した。

イ 法人関係情報の管理態勢不備

金融商品取引法第 40 条第 2 号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 5 号において、金融商品取引業者は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなくてはならないとされている。

しかしながら、上記アのとおり、当社の職員は、MUMSS との間で不適切な法人関係情報の受領を少なくとも 3 回にわたって行っていた。

また、本来であれば、法人関係情報を認識した段階で登録手続などの適切な管理を行うべきところ、当社においては、幹事指名の内諾までは登録手続を行わないという不適切な取扱いが多く確認されているなど、法人関係情報の不適切な管理も少なくとも 30 件認められた。なお、30 件の不適切管理のうち、登録が 1 月以上遅延している事例が 11 件認められている（最大遅延は 9 月以上）。

コンプライアンス部門は、職員の情報登録時の情報取得経緯等を確認する段階で、登録遅延及び登録漏れの疑いを認識し得たにもかかわらず、今回証券取引等監視委員会検査において登録遅延及びその疑いを指摘されるまで、いずれも検出できていない状況にあるなど、法人関係情報のモニタリング態勢に不備が認められた。

上記ア、イの行為等は、当社職員が、親法人等から顧客の非公開情報の受領をしてはならないことを認識しながら、案件獲得という当社、MUBK 及び MUMSS の利益を優先したものであり、銀証連携ビジネス等の推進にあたり、当社として法令等遵守意識が希薄であることに起因するものであって、当社においては法令等遵守態勢に不備があるものと認められる。

また、経営陣において、日本の法令等の遵守のために必要かつ実効性の伴うモニタリング態勢や、法令等遵守意識の教育指導態勢など、顧客に関する非公開情報及び法人関係情報の

取扱いに係る内部管理態勢を十分整備していないことに起因するものであり、当社においては、適切な業務運営を確保するための経営管理態勢に不備があるものと認められる。

2. 法令等適用

上記1. アの行為は、金融商品取引法第44条の3第1項第4号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号及び第8号に規定する行為に該当するものと認められる。また、上記1. イのような状況は、金融商品取引法第40条第2号に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第1項第5号に該当するものと認められる。

したがって、上記1. について、定款第28条第1項第3号及び同項第4号に該当すると認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第28条第1項の規定に基づく処分

過怠金の賦課5,000万円

(2) 定款第29条の規定に基づく勧告

① 本件に関して、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、本件に係る根本的な発生原因の分析に基づき、再発防止に向けて、経営管理態勢並びに銀証連携等に係る法令等遵守態勢及び顧客情報管理態勢を含む内部管理態勢の強化を含む実効性のある業務改善計画を着実に実施すること。

② 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2024年6月24日、業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-6665-6778）